

# 岡山学芸館外国語学校 学則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本校は学園の信条6カ条のもと、日本語教育を通じて日本の文化、伝統を理解させると同時に、留学生の教養を深め人格を高めることを目的とする。

(名称)

**第2条** 本校は、岡山学芸館外国語学校(Okayama Gakugeikan Language School)という。

(位置)

**第3条** 本校は、岡山県岡山市東区西大寺上一丁目19番地19号におく。

(自己点検・評価)

**第4条** 本校は、目的及び社会的使命を達成し、教育の一層の充実を図るため、本学における教育活動等の状況において自ら点検、及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別途定める。

## 第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、修業年限、定員)

**第5条** 本学の課程、及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程及び修業年限

日本語進学2年コース	2年
日本語進学1年6カ月コース	1年6カ月

入学定員	日本語進学2年コース	60名
	日本語進学1年6カ月コース	30名
	合計	90名

(学年・学期の始終期)

**第6条** 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。日本語学科進学1年半コースは10月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。

2. 学年を分けて、次の前期・後期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

**第7条** 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
  - (2) 日曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
  - (4) 夏季休業
  - (5) 冬季休業
  - (6) 春季休業
- } 期間については別途定める

- 2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業または学校活動を行うことができる。
- 3. 特に必要があると認められるときは、理事会の承認を得て、休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。
- 4. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を中止することができる。

### 第3章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

(教育課程)

**第8条** 本校の教育課程及び授業時間数は、次のとおりとする。

レベル	内 容	週授業時間数 (修業週数)
初級	日本語能力試験 N4 レベルの 4 技能がバランスが取れた基礎力を身に付ける	20 時間 (19 週)
中級	日本語能力試験 N3～N2 レベルの日本語運用能力を身に付ける	20 時間 (19 週)
中上級	日本語能力試験 N2～N1 レベルの日本での進学に向けた基本的能力を身に付ける	20 時間 (19 週)
上級	日本語能力試験 N1 レベルの大学進学可能な高度で総合的な日本語力を身に付ける	20 時間 (19 週)

(授業時間数)

**第9条** 本校の授業時間数は、年間 760 時間を下回らないものとする。

(授業の始終時刻)

**第10条** 本校の始業及び終業の時刻は、校長が定める。

(学習の評価)

**第11条** 学習の評価は試験成績、出席状況、課題提出状況等を総合して決定し、4段階評価とする。

(教職員組織)

**第12条** 本校に次の職員をおく。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員5人以上(うち専任1人以上)
- (4) 事務職員
- (5) 生活指導担当
- (6) 校医

2. 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
3. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## **第4章 入学、休学、退学、卒業および賞罰**

(入学資格)

**第13条** 本校への入学資格は、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第56条第1項に定める大学の入学資格を有する者
- (3) 外国において12年以上の学校教育課程を修了した者

その他、必須事項として下記の条件全てを満たしていること。

- (4) 入学申請時に日本語能力試験N5程度の日本語力を有する者
- (5) 信頼できる経費支弁者を有する者

(入学時期)

**第14条** 本校への入学は、4月及び10月とする。

(入学手続)

**第15条** 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、入学検定料を添え指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して入学試験を行い、さらに経費支弁者の面接を行ったうえで入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から 20 日以内に第 21 条に定める入学金・授業料を添え、手続をとらなければならない。ただし、事情がある場合には、所定の手続をしたうえで、分納を許可する。

(休学・復学)

**第 16 条** 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、一週間以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届けて復学することができる。

(転入学)

**第 17 条** 本校は、他の日本語学校からの編・転入学、または他の日本語学校への編・転入学について、これを許可しないものとする。

(自主退学)

**第 18 条** 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(一時帰国)

**第 19 条** 一時帰国する際は、その日程を長期休暇期間内とし、前もって届けなければならない。授業期間中の一時帰国は原則認めないが、やむなく帰国する事情がある場合は、校長の許可を受けなければならない。

(卒業)

**第 20 条** 本校所定の教育課程に定める必修時間数を修了した者には、卒業証書を授与する。

(褒賞)

**第 21 条** 校長は、成績優秀者に対して、または学生生活・行動等において他の模範となる者に対して、褒賞することができる。

(停学・退学・除籍)

**第 22 条** 次に該当する者には、校長は停学、退学または除籍を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- (4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (5) 日本国の法律違反を犯した者
- (6) 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない者

## 第5章 入学金、授業料、その他

(入学金、授業料)

**第23条** 本校の入学金、授業料等は別途定める。生徒が在籍中は、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。入学時は入学金の他、1年分を一括で納入すること。

- 2. 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退を申し出た場合は、入学金と入学検定料を除いた生徒納付金は返還する。

(健康)

**第24条** 健康診断は1年に1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

**第25条** この学則の施行についての細則は、所定の手続きを経て、校長が別に定める。

附則 この学則は、平成24年4月1日から施行する。  
この学則は、令和6年10月1日から施行する。